

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部知的財産室規則

平成17年4月1日制定

(設置)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部知的財産室（以下「知的財産室」という。）を置く。

(任務)

第2条 知的財産室は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）の教員等から提出された発明届が職務関連発明であるか否かの認定に関すること。
- (2) その他知的財産に関すること。

(組織)

第3条 知的財産室は、室長及び、室員若干名をもって組織する。

(室長)

第4条 室長は、研究科長が委嘱する。

- 2 室長は、室の事務を総括する。
- 3 室長に事故のあるときは、あらかじめ室長の指名する教員がその職務を代理する。

(室員)

第5条 室員は、研究科長から委嘱された教員若干名とする。

(任期)

第6条 第4条に定める室長及び第5条に定める室員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 室員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 知的財産室の庶務は、事務部研究支援室において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。